

調査と情報

2005. 3

巻頭言

目前にきた人口減少社会…………… 1

寄稿

集落営農をどのように評価するか…………… 2
茨城大学農学部助教授 安藤光義

調査研究

漁業権の成立過程と漁協の役割…………… 4

オランダにおける環境保全型プロジェクトへの資金供給
—グリーン・ファンド・スキームとトリオドス銀行—…………… 9

研究の視点

「異文化理解」としての農業……………14

ぶっくレビュー

『「農」が変える食ビジネス
—生販協業という新たな取組み—』……………15

あぜみち

集落営農の法人化に思う……………16
里山に思う……………16

統計の眼

カツオは通年商材になれるか……………17

目前にきた人口減少社会

日本の人口が2006年をピークとしてその後、長期にわたり急速に減少していくという予測があることは認識していても、まだ先の話として、今ひとつ切迫感に乏しかったというのが大方の人の受け止め方かもしれない。それでも、昨年 of 年金改革議論の過程で、年金の恩恵を受ける高齢者の増加とこれを支える現役世代の減少という紛れもない現実の中で現行年金制度が維持出来なくなってくるという実態や、出生率1.29という驚くべき事実直面して、人口減少という巨大な問題によりやく国民の目が向きつつある。

しかし、戦後一貫した総人口の増大と右肩上がりの経済成長を所与のものとして、様々な経済、社会の枠組みを作り上げてきた国民にとって、総人口の減少とこれに伴う日本経済の縮小という、従来のベクトルとは逆方向での思考方法には、頭が容易についていけない。加えて、この問題は、余りにも大きい上に未経験の分野であり、かつ、様々な経済、社会制度の根底に関わるものであるため、この問題へのアプローチは未だ緩慢なものに止まっている。

現に日本の総人口の減少とその影響について、書籍等若干の記述が出始めているがその数は僅かである。内容的に見ても、どの位の期間内にどの位の人口減少となるのかという基礎的事実の見通しについても、かなり食い違っており、ピーク時（2006年）に1億2700万人の日本の人口が2050年に1億60万人になるという人口問題研究所の推計の他に、同年に8480万人と半世紀の間に実に4000万人も減少するという見通しもある。

日本の人口減少問題の深刻さは、第一次ベビーブーム世代（50歳代後半）と第二次ベビーブーム世代（30歳代前半）の二つの高い山と、それに続く世代の急激な出生者の減少という急峻な谷を持つという世界に例をみない人口構造と、その山と谷の急峻さの故に、極めて短期間の内に急激な人口の高齢化をもたらす、引き続いて、この高齢者を中心とした死亡者の数が出生者の数を大幅に上回る事態が長期にわたり継続することにあるとされている。

50年間に4000万人の人口が減るということは一体どのようなものなのか、これによって如何なる事態が生じてくるのか、その影響を少しでも緩和する手立てはあるのか、具体的手立ては何か、未だその全体像すら誰も把握出来ていない。

人口の急激な減少は労働力人口の急激な減少、ひいては日本経済の長期にわたる縮小をもたらすことになる。このことが、必然的に、① 税収、年金制度、公共投資等中央・地方政府の施策 ② 国と地方、都市と地域経済のあり方 ③ 戦後一貫して規模の拡大を目指してきた企業にとって設備投資、労働者の確保、賃金等のあり方 ④ 賃金・年金・貯蓄の縮小に伴う個人生活のあり方等々に根底的な影響を及ぼすことは想像に難くない。

加えて、30年も前から人口減少、高齢化、過疎化の大波を被ってきた農業・農村にとっても、これから始まる都市も含めた日本全体の長期にわたる経済縮小と食料需要の減少がどう作用してくるのか大きな課題となってくる。

（理事長 堤 英隆）

集落営農をどのように評価するか



茨城大学農学部助教授 安藤 光 義

1. はじめに一東と西とで異なる農業構造—

水田農業の構造改革において集落営農等の生産組織が政策的に重要な位置づけを与えられることになった。市場メカニズムに任せては進まない地域資源の組み替えを「組織」という「場」を用いて円滑かつ速やかに進めようということであろう。そこで集落営農組織→特定農業団体→特定農業法人という発展路線が敷かれ、このステップに沿うかたちで地域農業を組織化していくことが水田農業の構造改革のための途として示されたのである。

しかしながら、こうした路線が全ての地域で当てはまるものではないという点は注意しておく必要がある。集落ぐるみ型の組織を立ち上げ、土地、労働力、資本（機械施設）という生産要素を効率的なものとなるよう組み替えてそれを1つの経済収支単位とし、さらに専従者を置いて農業経営体として自立させていこうというのは、西日本の担い手枯渇地域が典型とされるものだからである。集落のなかで担い手が形成されず、団栗の背比べのまま地域農業全体が危機を迎えているという状況の下で、それに対する危機意識を共有した地域社会が集落営農組織の産みの親となっている。富山、滋賀、広島、島根などの集落営農組織はこうしたタイプのものが多い。これに対し、東北や北関東の集落ではある程度の担い手が形成されており、かつ、その経営面積は集落内の他の農家より頭一つ分以上は抜け出ているため、集落等「地域」が危機意

識共有の場としてなかなか機能しない傾向が強く、集落営農組織の立ち上げを起点に水田農業の構造改革を進めていくのは難しい。西日本は担い手不在であるがゆえに危機意識の醸成も容易で、「上」から地域を動かしていくことに対する抵抗は小さく、農政が描いた青写真を比較的そのまま採用できる地域が多いのに対し、東日本はある程度担い手が形成されているがゆえに政策がはたらきかける余地が乏しく、それがもたらすフリクションも大きい。そのため農政が示した地域農業組織化路線をそのまま適用するのは難しいと言い換えてもよい。これを「天気と社会は西から変わる」タイムラグとして捉える論者もいるが、構造改革のために残された時間の長さからするとこれは構造的な違いとして把握すべきであろう。それゆえ農政が提起した集落営農を通じた水田農業構造改革の主戦場は西日本ということになるであろう。

2. 構造政策と集落営農

西日本の場合、集落を構成するのは経営面積・所有面積がほぼ横並びのⅡ兼農家であり、その社会経済的性格もほぼ均質というケースが多いため、水田農業構造改革の「場」を集落に求めることが無理なくできるように思われる。

構造政策という視点から集落営農が問題となるのは、まず「集落営農組織→特定農業団体→農業生産法人（特定農業法人）」への移

行がスムーズに行われるかどうかという点である。米価補填金対策で20ha以上が集落営農組織の交付要件とされたことに対して強い異議が唱えられ、中山間地域についてはその水準が引き下げられたことは記憶に新しいが、西日本の集落は農地面積が狭小なため、たとえ集落の農地を全て1人の担い手に集積したとしてもそれだけでは「他産業従事者並みの生涯賃金」を獲得できるような農業専従者として自立することは不可能だからである。集落を「場」として活用し、地域が置かれた自然的条件の制約の下で可能な限り効率的な営農体制・土地利用体制が確立されたとしても、それだけでは農政が求めるような「担い手」は生まれてこないのではないだろうか。

そのように考えると、たとえ集落営農組織が法人化されたとしても、それは構造政策における「効率的かつ安定的な農業経営」と呼べるようなものではないだろう。「効率的かつ安定的な農業経営」の原則的な要件は、農業専従者が確保され、彼または彼らが他産業並みの生涯賃金に見合うような農業所得を実現していることであるが、法人化された集落営農でこの要件をクリアしているものはレアケースに属する。集落営農設立の目的は「出来る限り手間ひま金をかけないで農地を守るための仕組み」を作ることであり、法人化の目的は「経営体としての発展」を目指すことではなく、「地域の農地を守っていくという規範の制度化」を図るものとみるべきなのである。現場の論理からすると、集落営農を通じた水田農業構造再編という霞ヶ関の青写真は最初から実態無視の破綻した政策にすぎないということになる。それゆえ、集落営農の政策的位置づけについての議論は、現場が目指そうとしている集落営農にフィットするような政策の枠組みはどのようなものが考えら

れるのか、それに対して既存の特定農業法人制度を修正することによってどこまで対応が可能かといった点から積み上げていく必要がある。もっとも、このような実態と制度との乖離が生じるのは、本来は地域政策として仕組まれるべき集落営農が構造政策のための道具として位置づけられたからであり、政策体系自体を再考するのが本筋であろう。

3. 集落営農の継承をどう進めるか

集落営農の継承をどう進めるかということも大きな問題である。これまでの集落営農は「金の切れ目が縁の切れ目」で機械更新ができなくなると解散してしまったり、リーダーの独裁政権が長く続いたがために次世代のリーダーが育たず途中で分解してしまったりするところが多かった。とりあえず考えられる継承のポイントとして、①リーダーの再生産（集落営農をマネージするリーダーと地域社会のリーダー）、②オペレーターの確保、③水田管理労働力の確保（「集落営農に預けたらそれでおしまい」ということになってしまうためには何が必要か）、④機械更新費用の積立＝資金面での再生産の確保（税金対応という問題も発生する）、⑤地代配当と出役労賃との関係（オペレーターや水田管理労働者が少数に絞り込まれてきた場合は、彼らが「経営体」として自立することが可能かどうかという点と関わる）の5点をあげることができる。ただし、西日本の現状からすると⑤が問題となるところはないかもしれない。それはともかく、集落営農の継承は「経営体」の継承だけでなく、むしろそれ以上に「地域社会」の継承という部分を強く有しているという点を考慮したきめ細かい対策を講じなくてはならないのである。

漁業権の成立過程と漁協の役割

はじめに

低迷する日本漁業の再構築が緊急かつ重要な課題となっている。資源問題、担い手問題にも及ぶだけに、課題取組みにあたっては、漁業と地域を結びつけた漁村地域再生にまで踏み込んだ視点が必要となろう。この場合、漁場の保全、管理、利用の一体的運営主体として位置づけられる漁協への期待は大きいものがある。

漁協がこうした漁場運営の主体となった背景には、漁業権の成立過程が大きく関わっている。そして、漁業権の成立は漁業制度の変遷と深く関わっている。本稿では、これらの点を中心に整理し、現状況下での漁協の役割を展望する。

1 漁業制度の変遷と漁業権の成立

(1) 江戸時代の漁業制度

わが国の漁業は、室町時代末期からとくにめざましい発達を遂げ、江戸時代には網漁業や釣り漁業等、現在の沿岸漁業がほぼ出揃ったとされている。この頃は、浦浜ごとに一つあるいはいくつかの村に限定された利用漁場があり、こうした入合漁場における家族経営的な漁業が一般的だった。とはいえ、特定の地方では、網元、船元等の個人あるいは株仲間によって十数人ないし数十人の漁師を使用する大規模漁業が発達していた(注1)。こうした漁業の出現は漁民の階層分化が前提であり、すでにこの頃には、漁船や漁具の所有者

である網元や船元といった階層と労働力のみを提供する漁師層との分化がある程度進んでいたとみられている。

江戸時代の漁業は、「山野海川入会」(注2)にみられる諸原則によって律され、「村並之獵場は、村境を沖へ見通、獵場之境たり」「磯獵は地付根付き次第也、沖は入会」等が漁場に関しての大まかな基準となっていた(注3)。これは、漁業集落の前浜漁場についてその縄張りを公認するとともに、「磯漁」と「沖漁」を区別していたことを示すものである。「磯漁」については浦税その他集落が負担する貢粗、「沖漁」については漁獲物を基準にした運上金や冥加金、これらを領主に納入することによって漁を行う権利が保障されていたとされる。これが「慣行」として、以後法律上の意味を持つようになるのである。

(注1) 潮見俊隆(1954)は、九十九里浜のイワシ地びき網、富山湾のマグロ・ブリ台網、九州五島方面のブリ・マグロ大敷網、紀州・土佐・肥前方面の捕鯨漁業等を列挙している。

(注2) 原暉三(1977)は、1741年(寛保元年)の律令要略に記載としている。

(注3) 江戸時代の漁業制度は各藩がそれぞれ定めることとなっていた。しかし、「万事江戸の法度の如く、国々所々に於て遵行すべき事」という武家諸法度に示される中央集権的な幕藩体制下では、特殊な場合を除き幕府直轄地の制度に準拠していたものとみられている。

(2) 明治初期の漁業制度

明治政府は、地租改正等土地制度の改正と平行して、漁場についても江戸時代の漁場使用関係を解消し、新しい制度に切り替えようとした。すなわち、1875年に雑税廃止と海面官有宣言をおこなった。同年2月の太政官布告によって、漁場、漁業に対する権利関係を表徴していた漁業税等を廃止し、同年12月には「借区制布告」ともいわれる太政官布告「捕魚採藻ノ為海面所有ノ件」によって漁場の私有を廃し、すべて官有としたのである。そして、漁場を利用しようとする場合は、その借用について府県の許可を受けなければならないとした。それまでの慣行による漁場利用を否定し、新たに漁場の借用を府県が許可するというものであり、この点がわが国最初の漁業制度改革とされる所以である。

しかし、網元や船元等漁村における実力者の反発や集落間の抗争が激化したことから、翌年にはこれを改正し、「なるべく従来の慣習に従い」という表現で、実質的に江戸末期の漁業制度継承を容認した。さらに、1886年には「漁業組合準則」を公布し、漁業集落等の入会団体等を「漁業組合」として公認し、旧来慣行を維持させることとした。しかし、こうした漁場紛争対策にもかかわらず漁場争いは一層拡大し、漁業制度の見直しは必至の情勢となった。

(3) 明治漁業法における漁業制度

こうした状況下で、国として統一した漁場調整を行い、漁場紛争の防止とともに資源保護を図ろうとする漁業法制定の動きが、1893年以降活発になった。1901年の明治漁業法

(以下「旧漁業法」)は、こうした流れの中で制定されたものである。沿岸漁業は漁業権を中心に組み立てられ、その基本的な枠組みは江戸末期の漁場利用関係を継承していた。その意味では、従来の「慣行」が漁業権という形で権利化されたのである。

沿岸漁業については、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権、専用漁業権(地先専用漁業権および慣行専用漁業権)の免許による管理を内容とした。その実態は、漁業組合に前浜漁場の特権的な地先専用漁業権を与え、その実質的な容認を前提に、個人、組合、会社などによる排他的な個別漁場の漁業権、すなわち定置漁業権、区画漁業権(養殖漁業)、特別漁業権(地曳網等)を認めるというものであった。なお、独占・排他的な漁場が成立しない漁業、例えばカツオ・マグロ漁業等については、許可漁業ないし自由漁業として区分した。

旧漁業法は、その後漁業権の法律的性格の物権化(1910年)、漁業組合の協同組合化による経済機能の強化(1933年)、戦時統制団体として「漁業会」化するための「水産業団体法」による漁協関係規定の分離(1943年)(注4)と3回の内容的改正を経る。この改正過程においても、漁場管理利用法としての基本法的性格や枠組みに変化はなかった。

旧漁業法における漁業権や漁業許可制度は、漁業権の種類や内容、免許権限の知事への集中、漁船大型化による大臣許可漁業の増大など、戦後の制度改革や国際漁場への再進出などにもともなう改正があったものの、基本的な枠組みについては変更がなく、現在に承継されることとなったのである。

(注4) 旧漁業法は、わが国初の統一的な漁業法典であり、漁業組合等に関する諸事項についても規定していた。しかし、水産業団体会法(1948年に水産業協同組合法に置き換わる)の登場により、以後漁業法体系から外れることとなった。

(4) 現漁業法における漁業制度

現漁業法(以下「新漁業法」)は、成案に至るまでわが国水産当局と連合国最高司令官総司令部(GHQ)との間で約4年にわたる長い交渉がおこなわれ、延べ4案が検討された。主な論点は漁業権に関するものであり、漁協への全面的な集中を意図した水産当局と、資本主義的発想から自営者優先を主張したGHQの交渉が難航したものである。

こうした経緯を経て1949年に成立した現漁業法(以下「新漁業法」)は、「漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的」(第1条)として、旧来の漁業権を全面的に整理し、新しい漁業秩序をつくることとした。すなわち、旧漁業法による漁業権を補償金の支払い(形式的には漁業権証券の交付)によっていったん消滅させ、新制度による漁業権を新たに免許するという方法をとった(注5)。

新漁業法の基本的な特徴としては、①共同漁業権と一部の区画漁業権を例外として自営者免許の原則を鮮明にしたこと、②専用漁業権を縮小して許可漁業を増やしたこと、③沖合・遠洋漁業等については現状の継続を認めたこと、などがある。なかでも、漁業の収益性が高く、許可そのものが権利化し、その意味で経済的価値を高めつつあった許可漁業が、そのまま放置された点が特筆される。この点、

制度的に漁業の資本主義化を図ったことが最大の特徴となっており、「漁業制度改革はなによりも上からの改革であった」(『水産業協同組合制度史第2巻』p.321)とされる所以である。

漁業権の免許にあたっては、自営者免許の原則のなかで「適格性」と「優先順位」を基準とする調整方法が採用された(注6)。このため、漁業権は従来どおり物権とみなされることになったものの、その範囲は縮小(注7)し、貸付禁止あるいは譲渡や担保の制限など私権としての性質も弱められた(注8)。

入漁権については、旧漁業法の慣行による入漁権を廃止し、すべて当事者間の契約によることとなった。さらに、旧漁業法では専用漁業権に限定して入漁権が認められたが、新漁業法では共同漁業権のほかに一部区画漁業権についても入漁権が認められた。

新漁業法による漁業秩序の特徴は、漁場の総合利用の見地から海区全体の漁場計画という視点が加わったことである。そして、それを有効ならしめるものとして漁業調整委員会を位置づけ、大きな権限を与えたことである。

(注5) 30年以内とされた漁業証券の償還財源は、新しく免許する漁業権および漁業許可の免許・許可料徴収金を充当するとされたが、1953年に廃止された。

(注6) 「適格性」とは、免許を受けるにあたっての資格要件であり、「優先順位」とは、適格性を有する者間における免許順位のことである。

(注7) 旧漁業法の専用漁業権に代わるものとして共同漁業権が創設されたが、いわゆる浮魚対象の漁業が対象外となった。また、漁業権の存続期間

も大幅に短縮され（20年⇒定置漁業権5年、共同漁業権10年）、行使方法についても委員会の規制を受けることとなった。

（注8）先取特権・抵当権の設定が認められるのは区画漁業権と定置漁業権に限定される。また譲渡可能な場合も、相手方の「適格性」に加え、認可も必要とされる。

2. 新漁業権の種類と管理

新漁業法は、「この法律において漁業権とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう」（第6条）としており、漁場、漁具、漁法という技術的な基準によって次の3種類に区分している。

- ① 定置漁業権…旧漁業法における定置漁業権から小型定置を除外。また、水深27メートル以上との条件がついた。
- ② 区画漁業権…旧漁業法をほぼ継承。養殖施設の形態や養殖漁場の区画方法によって、3種類の養殖に区分。
- ③ 共同漁業権…旧漁業法における専用漁業権および特別漁業権を廃止し、新しく創設。漁協が漁業権を持ち、漁場を管理し、組合員に行使させるもの。第1種共同漁業から第5種共同漁業まで、その内容とする漁業を5種類に分けている。

漁業権の免許権限は、旧漁業法では専用漁業権が農林大臣、その他の漁業権が都道府県

知事としていたが、新漁業法ではすべて知事免許に変更された。ただし、海区漁業調整委員会の意見聴取が必要とされており、漁業権免許における同委員会の役割も大きくなっている。

3. 漁協と漁業権管理

漁業権を所有・管理するという点が、漁協を特異な協同組合として性格づける。

1886年の漁業組合準則によって漁場の調整、漁場占有利用関係の規制を目的に設立された漁業組合は、1901年の旧漁業法によって漁業権の所有主体として法的に位置づけられた。その後、法改正によって経済事業（1910年）や漁業自営（1933年）が認められ、さらに1938年の漁業法および産業組合中央金庫の改正で信用事業も営めるようになったが、漁業権の所有・管理主体という性格に大きな変化はなかった。以前に比べその範囲が狭まったとされる新漁業法においても、共同漁業権と特定区画漁業権については漁協が所有・管理するとされている。

漁協が所有・管理する漁業権は、組合員である漁業者のために組合が管理する漁業権という意味で、漁協管理漁業権とも呼ばれる。前浜漁場で操業する沿岸漁業者にとって生活の根拠となるだけに、平等原則のもとに「各自漁業を営む権利を有する」とされた（注9）。漁業制度改革の目的の一つとして漁業の民主化が掲げられた（漁業法第1条）が、これと旧来の慣習的な漁業権が結びつくことによる当然の帰結といえる。

独占的かつ排他的な権利であるとされる漁協管理漁業権の意義が、漁業権の成立過程に照らし、沿岸漁家の生活と地域社会の

経済的安定にあることは間違いない。しかし、公有水面におけるこの優位性は、今般水産基本法にも明記されたように、国民食料としての水産物安定供給に負うところ大であろう。

とすれば、旧漁業法から継承されている漁協の加入制限禁止規定（水協法第25条）にもかかわらず、しばしば指摘される漁村地域や漁場の閉鎖的傾向をどう考えるかということである。終戦後のように漁業者が飽和状態にある場合等、資源量に比べて漁獲努力量が大きすぎる場合は、資源維持あるいは漁民のために漁業権を管理する漁協の性格上やむをえないであろう。しかし状況は大きく変化した。漁業生産は著しく縮小し、さらに漁業者も減少と高齢化が同時進行するなど、漁業の振興と担い手の確保が大きな課題となっている。こうした状況下での漁業権管理はこれまでとは違うはずである。

(注9) 1962年の漁業法改正において、漁協の組合員であって、その漁協が制定する漁業権行使規則で規定する資格に該当するものだけが、共同漁業権を営む権利を有することとなった。すなわち、従来組合員に認められていた「各自漁業を営む権利（各自行使権）」を廃止し、行使権を特定の者に限定できることとした。

おわりに

2002年の水協法一部改正によって、漁協等のおこなう事業の1番目に「水産資源の管理」、2番目に「営漁指導」が位置づけられた。組合員のためにおこなう諸事業（信用、購買、販売、利用等）に優先して資源

管理面での取組みが求められたのである。この背景には、21世紀の漁業が資源管理型であることが世界的に求められているという事情がある。

こうした事情、あるいは漁業権制度の社会的な位置づけを考えれば、資源の適切な利用と維持を図る漁業管理が課題となる。そして、そのことを通じて漁村地域の振興を図ることが漁業権の所有・管理主体たる漁協の役割となろう。したがって、例えば漁獲量が資源の適正利用量に及ばない等の状況となった場合には、率先して漁業への新規参入を求め、あるいはより効率的な漁法・漁業への転換を指導することが必要となる。こうした機能を果たせない漁協は、漁業権の所有・管理主体足りえないのではないだろうか。水産資源の再生産水域が漁協の管理する漁業権の範囲を超える場合は、漁業調整委員会との連携も重要となる。こうした場でのリーダーシップ発揮も期待される役割となろう。

<参考文献>

- ・原 暉三（1977）『日本漁業権制度史』図書刊行会
- ・潮見俊隆（1954）『漁村の構造—漁業権の法社会学的研究—』岩波書店
- ・全漁連、水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971）『水産業協同組合制度史』第1、2巻
- ・長谷川彰監修（1991）『漁業管理研究—限られた資源を生かす道—』成山堂書店
- ・婁小波（1989）「日本漁業協同組合の漁業権管理機能をめぐる問題」『西日本漁業経済論集』第30巻
- ・青塚繁志（2003）「漁業権制度入門」『漁協経営』漁協経営センター出版部No.482

（出村雅晴）

オランダにおける環境保全型プロジェクトへの資金供給

—グリーン・ファンド・スキームとトリオドス銀行—

はじめに

オランダでは、有機農業や風力発電の建設等、環境保全型プロジェクトへの資金供給を促進する税制優遇措置が設けられている。1995年の導入以降現在までに、この制度によって29億6,000万ユーロ（注1）（約4,055億円）が環境保全型プロジェクトに融資された。本稿では、この制度の導入のきっかけを作ったトリオドス銀行の業務内容と、グリーン・ファンド・スキーム（注2）と呼ばれる税制優遇措置について紹介する。

1. トリオドス銀行

まず、トリオドス銀行がどのような業務を行っているのかを紹介する。同行のルーツは、オランダの銀行員、エコノミスト、組織コンサルタント、税法の教授の4人が68年に設立した、社会的に有用な方法での資金運用に関する研究会にある。その後71年に財団となり、この財団が80年に銀行免許を取得して業務を開始した。

（1）業務の特徴

トリオドスという名前は、ギリシャ語の‘tri hodos’からきている。これは英語では‘three way approach’を意味し、トリオドス銀行が業務に社会的、倫理的、金融的なアプローチをとることを示し、以下の3つの目標に現れている。第一の目標は、社会・環境・文化的な付加価値の達成を目的とする事業やプロジェクトに資金供給することによって、社会の再生に貢献すること、第二は銀行

産業において、特に透明性と社会的な責任の分野でパイオニア的役割を果たすこと、第三は健全に業務を行うことである。

（2）銀行業務

トリオドス銀行は、オランダのほか、ベルギー（93年）、イギリス（95年）、スペイン（04年）に支店を開設している。いずれの国においても、顧客への対応は店舗ではなくインターネット経由で行っている。コストがかかるため、決済サービス業務は行わない。

トリオドス銀行では、預金者は、自分が資金供給したいと思う分野を選択して、預金することができる。定期預金のなかには、預金金利の一部を寄付する商品もあり、03年にはNGO536団体に60万ユーロ（約8,220万円）が寄付された。

また、特徴的な商品としては、畜産業振興組織等と協力のもと、03年9月にオランダで導入された「チキン&エッグ」という口座がある。この商品の預入条件は、1,000ユーロ（約13万7,000円）を5年間預金することである。預金者には鶏1羽の飼育証書が送られ、金利のかわりに毎月6つの有機卵を受け取ることができる。預金者は、鶏の飼育状況をライブカメラでみることができ、農場のオープンデイに招待されるという特典もある。

こうした商品も含めた同行の03年末の預金残高は、オランダ、ベルギー、イギリスの3ヶ国合計（注3）で8億3,801万ユーロ（約1,148億円）と、前年比14.9%増加した（第1表）。

融資は、下記の4つの分野に該当するプロ

第1表 トリオドス銀行の概要

(単位 万ユーロ, %)

	実数			前年比伸び率	
	01/12	02/12	03/12	02/12	03/12
資本金	7,527	8,081	9,917	7.4	22.7
職員数(人)	132	154	168	16.3	9.0
預金残高	66,718	72,911	83,801	9.3	14.9
預金口座数	57,957	65,720	70,883	13.4	7.9
貸出金残高	32,897	38,659	46,698	17.5	20.8
融資先数	2,457	2,704	2,918	10.1	7.9
当年度純利益	236	265	303	11.9	14.4
(参考)ファンド残高	110,900	127,100	152,200	14.6	19.7

資料：Triodos Bank Annual Report 2002, 2003より作成

プロジェクト向けに行われ、個人向けは行わない。03年末の貸出金は、3カ国合計で2,918件、4億6,698万ユーロ（約640億円）であった。

分野別残高構成比は、①ヘルスケアや教育等の「文化と社会」が44.6%、②再生可能なエネルギーや有機農業・食品等の「自然と環境」32.4%、③住宅や職業サービス等の「社会的なビジネス」20.0%、④開発協力とフェアトレードの「南北問題」が2.8%を占めた。

審査方法は一般の銀行と同様で、必要な担保は徴求する。しかし、融資する相手への信頼性もまた非常に重視する要素であるという。その例として挙げられるのが、いわゆる「グループ・ギャランティ」制度である。学校の校舎建設資金を融資したケースでは、校舎の建物は転売が難しく担保としての価値が低いという問題があった。そこで、学校の経営者たちだけでなく、学校に子供を通わせていて、運営にも積極的に参加している親たちにも保証人になってもらった。一人一人の保証額は少額だが、集団で必要な額をカバーしたのだという。ヒアリングによれば、一般の銀行は管理コストがかかるのを嫌ってこうした仕組みを導入しないが、同行ではこの仕組みを使って貸倒れが発生したことは一度もないという。現実には、トリオドス銀行のデフォルト率は非常に低く、03年は1.1%であった。

(3) 投資信託業務

トリオドス銀行では、銀行業務のほか、トリオドスの名がついた別組織を通じて投資信託業務も行っている。投資信託の残高は銀行の勘定には入らないが、銀行と一体的なマネジメントのもとで運用が行われている。

90年に発売した投資信託は、国内の有機農業専用投資するもので、オランダで初の環境保全型ファンドであった。これが後述するとおり、グリーン・ファンド・スキームの導入のきっかけとなった。この有機農業向けのファンドは、98年に風力発電向け等の2つの環境保全型ファンドと統合され、トリオドス・グリーン・ファンドとなった。同ファンドは、アムステルダム証券取引所に上場され、03年末の残高は2億8,203万ユーロ（約386億円）であった。主な投資先は、風力発電、有機農業や、有機農産物を取り扱う企業等である。

この他にも、同行は発展途上国のプロジェクトを対象とするファンドやベンチャー・キャピタル向けのファンド等を提供しており、総額は3カ国合計で15億2,200万ユーロ（03年末、約2,085億円）に達する。

投資先の選定に関しては、同行が株式の80%を所有するオランダ持続可能性研究所（Dutch Sustainability Research）から情報提供を受けている。この研究所は、上場企業の環境保全等、持続可能性向上への取り組み状況を調査して、トリオドスをはじめとする投資家に情報提供を行っている。

(注1) 1ユーロ137円換算、以下同じ

(注2) 英訳名称については、Green Project Facility、Green Fund Systemなど様々であるが、ここで

はプロジェクトの認定機関の1つである SenterNovemが利用しているGreen Fund Schemeを使った。

(注3) スペインでの支店開設は2004年のため、2003年の
 アニュアルレポートにはスペイン分は入らない。

2. グリーン・ファンド・スキーム

オランダでは、90年に温暖化対策税を導入する等、環境保全と税制をいかに結びつけるかを活発に議論していた。そのような状況下で、トリオドス銀行は環境保全型ファンドを発売し、こうした投資への税制優遇措置の導入を政府にはたらきかけた。政府も、環境保全型プロジェクトの振興は重要だが、一般的には収益性が低いため、何らかの措置をとらない限り民間投資は進まないと認識していた。そこで、トリオドス銀行等金融機関との協議の末、95年にグリーン・ファンド・スキームの導入に踏み切ったのである。

(1) 仕組み

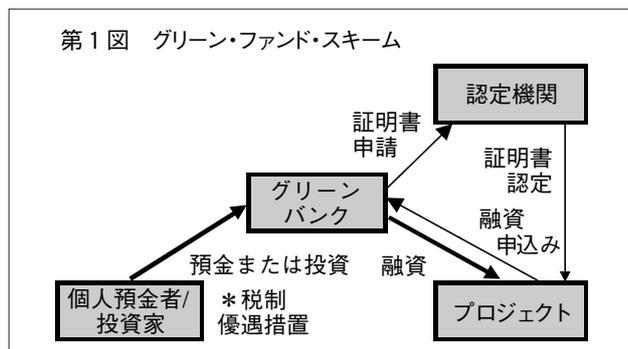
グリーン・ファンド・スキームの対象分野は政府が認定したものに限られ、分野や要件等は年々見直される。98年には、プロジェクトの実施対象地域が、東欧や発展途上国向け等まで拡大された。現在、スキームの対象となる分野は、自然・森林・景観、有機農業、環境基準を満たした温室での園芸栽培、再生可能なエネルギー、持続可能な住宅建設、自

転車専用道路の整備、その他の環境保護プロジェクト等である。

その仕組みは、簡略化すると第1図のように示される。オランダの主要な銀行は、スキームの仲介金融機関として認定された子会社(グリーンバンクと総称される)(注4)をもつ。プロジェクトから融資の申し込みを受けると、グリーンバンクは、一般の融資と同様の審査を行い(注5)、融資可能な案件について、住宅・国土計画・環境省にグリーン・サーティフィケート(証明書)を申請する。証明書を得て、グリーン・プロジェクトとして認可されたもののみ、融資に税制優遇措置が適用される。

証明書の発行に関する審査は、住宅・国土計画・環境省から委託された2つの認定機関(Laser、SenterNovem)が担当し、CO₂の削減効果などプロジェクトが環境にもたらす効果を審査する。証明書は、組織ではなく、個別のプロジェクト毎に与えられ、新規のもののみを対象とする。有効期間は通常10年間だが、自然保護に関するもの場合は30年間というケースもある。

グリーンバンクは預金または投資信託を提供しているが、利用できるのは個人に限られる。年間に1人あたり51,390ユーロ(注6)(約704万円)まで、キャピタルゲインにかかる税金(1.2%分)が免除され、追加的に所得税1.3%分が減免される。第2表のケースでは、通常の商品の場合、年利5.0%から税金で2.5%分が引かれ、手取りの利回りは2.5%になる。一方、グリーン・ファンド・スキームの商品の場合、年利2.5%でも、キャピタルゲインにかかる税と所得税を免除され、実質的に2.5%の利回りを得ることが



第2表 グリーン・ファンド・スキームの適用事例

(単位 %)

	通常の商品	グリーン・ファンド・スキーム
年利	A 5.0	2.5
キャピタルゲインにかかる税金*	B 1.2	—
所得税*	C 1.3	—
預金者/投資家を得るネット利回り(A-B-C)	D 2.5	2.5
金融機関のコスト・利益・リスク部分	E 1.0	1.2
貸出金利 (A+E)	F 6.0	3.7

注 年利は商品や投資環境によって変動するが、減税分の1.2%、1.3%は固定

資料 注9資料より引用

できる。現実には、グリーン・ファンド・スキームの商品の金利は、個別商品の運用状況によって変化するため、第2表と違い通常の商品よりも有利になることも不利になることもある。2000年末のトリオドス・グリーン・ファンド（投資信託）の平均利回りは4.4%、ラボ・グリーンバンクの預金（固定金利）は、2.75%～3.4%であった（注7）。

他方、グリーンバンクからの貸出金利は、税制優遇措置を利用して、通常よりも低く抑えられている。グリーンバンクは、リスク分散の観点から、集めた資金の3割まではその他の融資や国債の購入等にあてることが認められているが、7割以上をグリーン・プロジェクトに融資する必要がある。

(2) 残高等

SenterNovemのアニュアルレポートによれば、03年には380のプロジェクトが証明書を申請し、うち364が認可を受けた。スキームが導入された95年から03年までの累計では3,209件が認可を受けている。

同期間の累計では、16万2,000人の預金者・投資家から36億3,700万ユーロ（約4,983億円）の資金が集まり、一人平均の預金・投資額は22,450ユーロ（約308万円）であった。集まった資金の約8割に相当する、29億

6,000万ユーロ（約4,055億円）がグリーン・プロジェクトに融資された。

グリーンバンクのなかで、融資額が最も多いのはラボ・グリーンバンクの約14億ユーロ（約1,918億円）で、シェアは50%近い。一方、トリオドス・グリーン・ファンドの融資額は2.1億ユーロ（約288億円）であった。ラボ・グリーンバンクのシェアの大きさは、そもそも親会社のラボバンクがリテールの分野で高いシェアをもち、全国的な支店網を通じて販売することが可能であるためであるとみられる。

(3) グリーン・ファンド・スキームの効果

グリーン・ファンド・スキームの導入効果を環境面についてみてみよう。2003年に認証を受けた364のプロジェクトは、1,111haの森林や自然地帯、1,399haの有機農場をカバーし、133の風力タービン、2,306戸の持続可能な住宅を建設することが計画された。また、再生可能なエネルギーのプロジェクトによって、年間20万トン以上のCO₂が削減されると見積もられている。これらのプロジェクトを合計すると、全体で45万トンのCO₂の削減が見込まれている。

このスキームに参加する各主体のメリットを挙げると、金融機関にとっては、通常の商品と同様のリターンを得られる上に、環境保全に貢献しているというよいイメージを広められることがある。預金者・投資家は、環境に悪影響を及ぼすプロジェクトに資金供給されないことが保証され、税制優遇措置により通常の商品と変わらないリターンを得ることができる。そして、プロジェクトの実施主体は、通常よりも低利で資金調達を行うことができる。

一方の政府にとっては、プロジェクトに補

助金を投入するよりも、財政負担が少ないというメリットがある。補助金制度は一度導入すると肥大化が進み、プロジェクトの自立化が進展しにくい。このスキームでは金融機関の審査スキルを活用して、経済的に自立性のあるとみられるプロジェクトを、民間の資金を活用して支援することができる。税制優遇措置により税収は減少するが、プロジェクトの創出する雇用や付加価値によって相殺されるという試算がなされている（注8）。

（注4） ABN AMRO系2社, ASN, Fortis, ING, Rabo, Stichting Nationaal, Triodosの計8社

（注5） グリーンバンクは、オランダ中央銀行の監督を受けており、融資の審査は担保の設定等も含めて、一般の融資と同様に行われる。

（注6） 2004年のケース。上限は年により物価にスライド

（注7） Jeucken, M. (2004) より引用

（注8） Scholtens, B. (2001)

（注9） Bellegem, T.V. & Clerk, F.D. (2004)

おわりに

住宅・国土計画・環境省とトリオドス銀行が共同で行った報告（注9）は、スキームは非常に効率的に運営され、経済面、環境面にも好影響を与えていると述べている。ただし、同報告は、課題として、非常に革新的なプロジェクトや、発展途上国向けのリスクの高いプロジェクトにはさらなる支援策や保証制度等の導入を挙げた。

また、トリオドス銀行とラボバンクに対して筆者が行ったヒアリング調査では、グリーンバンクの利用者は必ずしも環境問題に関心がある人ばかりではなく、商品としての有利性にひかれて利用するケースも多いようである。それだけこのスキームが幅広い人々を取

り込んでいるとみることもできるが、貯蓄・投資をきっかけに、融資先のプロジェクトの情報を知らせて関心を高められるような取り組みを充実させることも必要であろう。

2002年に、オランダの新内閣が投資税制の見直しを検討するなかで、グリーン・ファンド・スキームの存続も議論された。しかし、スキームの有効性が認められた結果、継続されることが決まった。このスキームのように、プロジェクトの環境保全効果を評価したうえで資金供給に税制優遇措置を設ける制度は、オランダ独自のものである。2004年のEU加盟国環境省の非公式会議ではスキームの有効性がとりあげられ、欧州評議会でも民間金融セクターと政府と間の協力事例として紹介されるなど、各国から注目されている。

（重頭ユカリ）

<参考文献>

Bellegem, T.V., Clerk, F.D. (2004) : The green and social fundsystem in the Netherlands: Cooperation between public and private sector

Jeucken, M. (2004) : Sustainability in Finance

Senter Novem (2003) : The Green Funds Scheme annual report 2003

Scholtens, B. (2001) : Greenlining: Economic and Environmental Effects of Government Facilitated Lending to Sustainable Economic Activities in the Netherlands

VBDO (2003) : Socially-Responsible Saving and Investments in the Netherlands

環境省 (2002) : 『金融業における環境配慮行動に関する調査研究報告書』

重頭ユカリ (2004) : 「ヨーロッパにおけるソーシャル・ファイナンス」 農林金融2004年6月号

日本政策投資銀行フランクフルト駐在員事務所 (2001) : 「欧州の小さな金融機関にみる地域の公益プロジェクトを実現するための三方一両損の発想」

「異文化理解」としての農業

ベトナムの最北部、中国との国境に近いところにサパという小さな町がある。モン族を中心とする少数民族が暮らす地域だが、棚田に代表される美しい自然や伝統文化を目当てに欧米人が多く来る観光地になっている。最近では、日本からの団体ツアーや中国からの観光客も増えている。

なぜ人々は棚田に大きな魅力を感じるのだろうか。恐らくは、パノラマとして広がる景観の美しさだけでなく、棚田を維持してきた人々が何に苦勞し、喜び、生き甲斐を感じてきたか、見る人に言語を超えた強い感動を与えるからではないかと思う。稲作農業に疎遠な欧米人が、サパの棚田に魅せられるのも、モン族の棚田と一体となった文化的態度に高い普遍性を見るからではないだろうか。

サパにいて思ったのは、日本農業には文化力を積極的に主張していく視点や態度が不足しているのではという点である。日本の農業を維持する論理として、自給率の引上げ、食料安全保障や農業の多面的機能といった主張のまに、文化としての農業・農村のあり方についての広い議論がより重要だと思う。日本人が何を食料として選択するかを含めて、農業に関することは広く文化の根幹に関ってくるからである。

文化というと、象徴的な部分に捉えがちであるが、意識するしないによらず、われわれの行動規範や選好は深いところで文化にどっぷりと規定されている。そのことはグローバルな時代でひとびとが容易に外国に出かけ、異文化と接触する機会が増えれば増えるほど自覚されるようになってきている。

私は日本農業の文化力を考える際、さしあたりふたつのことが重要でないかと考える。ひとつは「閉じた文化」としての日本農業ではなく、開放性の高い視野、特に日本と過去から現在に至る長期の交流を持つアジアとの協調関係を模索しながら、日本農業の文化的インテグリティをどう保持していくかという点である。あらゆる文化が雑種であるように、日本農業もアジアを中心とした海外農業と折り合いをつけることで、より強い文化的個性を発揮することが可能になるはずである。

もうひとつは、日本農業を文化として問い返す試みにおいて、どのように日本人自身に農業に自文化を再発見し、理解してもらうかという点である。その際、現代の多くの日本人にとり農業はサパにやってきた外国人のように「異文化理解」の領域に入って来ているという認識が重要なのではないかと思う。

日本人だから自国農業に対する理解が自動的に得られる訳でなく、農業自体が文化的価値を高め、発信していくことが不可欠である。文化的理解は時間がかかるが、ひとたび自覚されれば長期の支持が得られるはずだ。また、それは日本の農業・農村内部に、より重い態度決定を迫ることにもつながる。

グローバルに移動する市民であるとともに、ローカルな農業・農民にも共感できる社会、いわば各人が複数のアイデンティティーを持ちえる社会が「健全性」が高いと私は信じている。アジアや日本国内において、農業における「異文化理解」に橋をかける仕事ができたらと、私は思っている。（室屋有宏）

『「農」が変える食ビジネス ―生販協業という新たな取組み―』

(青山浩子著 日本経済新聞社)

企業の農業参入論が盛んに行われている。政策・実態面でも2000年の農地法改正で株式会社形態の農業生産法人が認められて86社(04年7月)が設立、03年の「構造改革特区」で株式会社等の農地リース方式での参入が認められて25社(同年6月)が参入し、現在行われている食料・農業・農村基本計画見直し検討のなかでも「…、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において、農業生産法人以外の法人もリース方式で農業に参入できる仕組みを全国的に展開する等新規参入を促進」するとの計画骨子(案)が示されている(2005.2、農水省)。

重要なのはそれらの実態がどうであり、今後における農業の発展のために何が求められるかを具体例の集積の上に整理するとともに、その着想、企画、努力、実践の中に成功の条件を見出し、学び、系統農協・農業の再興のための糧としていくことであろう。

本書は農業ジャーナリストの青山浩子氏が6年間の取材活動の中から、本書のテーマに沿った企業、農家をセレクトし再取材してまとめたおよそ30の農業分野における生販協業という新たな取組み事例を紹介するルポルタージュである。

著者はまえがきにおいて「農業と結びついた食ビジネスを、食品メーカー、流通業界、外食・中食産業といった業種ごとに、農業とどうかかわって協業しているかレポートし、食ビジネスの成功のポイントを明らかにしてみた」と述べているが、その企図は成功しているものといえよう。

第1章「企業だからできる農業ビジネス」では農業に参入した食品メーカーを取り上げ、企業として農業参入を成功に導くヒントが紹介される。トマト加工業者による生食用トマ

ト事業開発では、①物流の手段化(目的は「4定(定時、定量、定質、定価)」、短絡化(効率化)と②リスク負担を成功の条件と見る。

第2章「流通大改革」では「生産者と流通業者がともに満足する仕組み」を目指し、農家が「土作り」から始めて出荷設備を整え、組織化した農家と共に農協機能を果たす株式会社を設立する例等が紹介される。ここでは社長の「農協ほど魅力的な(購買事業(手数料)、販売事業(手数料)に恵まれたビジネスができる)組織はない」との持論とともに、「農産物が生産過剰なところに企業が続々と乗り込んでくれば価格競争は激化し、既存の生産者と互いに首を締め合うだけ」との認識が目立つ。

第3章「外食・中食産業との連携」では「産地の努力に企業が応える」(北海道産ジャガイモを通常では欠品する6~8月も「雪中備蓄」技術で通年供給する産地に、早期安全収穫のためにリーフチョッパー(葉茎カッター)を贈る企業)等の例が紹介される。

第4章では「種苗メーカー、農家、流通業者の協業」、第5章では「異業種と農業との連携」、第6章では「農業がビッグビジネスになる」事例で、高齢化農村がビジネスモデルになるとして、「大白」という地大豆を復活させて100戸近い農家の協力を得て村興する片品村等の例が紹介される。最後の第7章では「海外輸出に取り組む生産者等」とともに、「土地の狭さを与件に、手間をかけた高品質農産物生産こそが日本農業(の道)」とするレタス栽培農家の言が紹介される。

「消費者近接のための農産物販売戦略見直し」の一環としても一読をお薦めする。

(2004年12月 ¥1,575(税込み) 255頁)

(藤野信之)

集落営農の法人化に思う

「儲からないけど損をしない集落営農を目指して」をスローガンに'92年7月に、共同機械を導入して発足した「法養寺営農組合」が13年を経過した。当初は「果たしてうまくやっていけるのか？」不安は大きかったが、「個人持ち機械の更新は行わない」という申し合わせを守りながら、耕耘・田植え・収穫の作業受託を拡大し、小麦+大豆の高度利用転作を定着させることによって当初予想を上回る成果を上げてきたと実感している。

13百万円の機械導入でこの13年間、22戸の農家は誰も機械を買わずに済んだ。もしこの事業をやらなかったとしたら、恐らく1億円以上の農機具費が法養寺から流出したのだと思われる。やはり「集落営農の成果は大きい」と思う。

構成員は13年も経過すると家庭の事情が大分変化してきている。このほど全面委託のアンケートを行ったところ、集落農地の半分もの10haが営農組合に委託されることとなった。これを受けて農事組合法人に移行して稲作と麦・大豆を含めた農業経営をやって行こうと準備を進めているところである。

国では「集落営農も担い手の一つ」と位置づけられたが、ただし法人化を行う集落営農とされ、にわかに全国で法人化が叫ばれている。法人化は手続きさえ踏めばできるが「にわか法人」は構成員である農家の頭を変えていない。農家個々の農地に対する思い入れは10人10色で、合意形成は極めて困難である経験をしてきた。法人の数のみを競うことには警鐘を鳴らしたい。

(滋賀県犬上郡甲良町法養寺

法養寺営農組合長 上田栄一)

里山に想う

あぶくまの山並みにも春の足音がきこえもうすぐそこに春を告げている。春よ来い早く来いと待ちわびていたのは今は昔の話、地球温暖化で毎年気温が上昇し雪の降る量は少なくなりました。春の小川はさらさら行くよと歌う唱歌も里山の情景を思い出すものであり、小川のせせらぎ、小鳥のさえずり、春は心躍る季節である。ねこやなぎの芽がふき畠の土手には蔭の臺が目をさまし野山の草花が咲き乱れまさに最高の楽園である。しかし良く考えてみよう。森や里山に降った雪や雨によりその山村の地域をうるおし山間の集落の田畑を流れ村や町そして都会に流れて行く。昔から山村では生活をする上で木は薪や木炭を燃料とし又家の建築材料と、かかすことの出来ないものであったが燃料革命により或いは外材の輸入により山の有難さが失われてしまいました。今や農林業と云う業が成り立たない今日である。現在のこの様な状況を都会の人達には理解されていないのではないのでしょうか？ 私達はあらゆる努力をし自然を守る、森との共生を目指し頑張っております。また私達の住む田舎には自然がまだまだ残っております。蛍が飛び交い、セミの鳴く声がきこえ、カブト虫が発生する林があり澄みきった夜空には満天の星空の輝きが残っております。山は多面的な機能を有し治山治水の外、山菜やキノコなどの食材、或いはドングリなど山に住む動物などにかかせない宝庫であり森を散策することにより人々の心を癒してくれるすばらしい宝物である。今環境の世紀といわれておりますが現状では京都議定書の6%は達成不可能な状態であり全国民議論のもと環境を守り子々孫々に負担をしいることにならないよう国民全体で森や山即ち里山に目をむけることを強調する昨今である。

(福島県田村森林組合

代表理事組合長 早川英二)

カツオは通年商材になれるか

2004年の秋、天候の影響を受けた話題として、「戻り鰹」の不漁やサンマ卸値の乱高下が新聞でとりあげられた。カツオやサンマ、とりわけサンマは、秋を代表する水産物の季節商材とされる。一方、通年商材の魚種としてはマグロとサケがよく知られており、いずれも家庭でよく消費されている。

ここに挙げた魚種に限らず、多くの魚種はスーパー等量販店の店頭にいつでも並んでいる。冷凍技術の発達や輸入等が背景にあるが、それでは通年商材と季節商材の区分は何によるかということである。今回は、それを示すものとして、家計での月別購入数量割合を指標にとりあげ、グラフにしてみた。

通年商材と季節商材とでは家計購入量の季節変動の大きさが違う、ということがグラフからわかる。サンマは、9月をピークとしてその前後の月に多く購入されており、まさに秋を代表する魚の面目躍如である。

興味深いのはカツオである。カツオは、「目に青葉山ほととぎす初鰹」の句に代表されるように一般には春から初夏にかけての魚として知られるが、「戻り鰹」という言葉もあり、秋の魚でもある。しかしカツオ購入量

は、5月をピークとする山が一つだけで、秋の購入量は「秋の魚」にふさわしくない。秋の「戻り鰹」は、魚体も大きく脂もたっぷりのっている。まして、「トロ」に代表されるように脂っぼいものが好まれる時代なのに、である。

その理由はカツオの食べ方にあるのではないだろうか。カツオを「たたき」で食べる人が全体の7割強を占める、というアンケート調査がある（日本鰹鮪漁業協同組合連合会／2002年）。そして春のカツオは、成長期に当たるため脂肪が比較的少なく淡白な味であり、高知の「土佐造り」で知られる「たたき」向きとされる。刺身人気の乏しさが「戻り鰹」消費不振の背景にあるとすれば、刺身メニューの普及が通年商材化のかぎを握る。とくに前述の調査で、刺身で食べる人の割合が1割にも満たないとされた西日本（東日本3割）での刺身消費拡大が課題となろう。（出村雅晴）

